



2026年4月8日

各 位

会 社 名 unbanked株式会社
代表者名 代表取締役社長 安達 哲也
(コード番号: 8746 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理本部長 七條 利明
(TEL. 03-6456-2670 代表)

(開示事項の変更) 第三者割当により発行される第3回新株予約権の 発行数量変更に関するお知らせ

当社は、2026年3月26日開催の取締役会において、第三者割当により発行される新株式（以下、「本新株式」といいます。）及び第3回新株予約権（以下、第3回新株予約権を「本新株予約権」といい、本新株式と総称して「本第三者割当増資」又は「本資金調達」といいます。）の募集を行うことを決議いたしました。本日付の取締役会の書面決議によって本新株予約権の発行数量を変更することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。なお、これに伴い、関東財務局長に2026年3月26日付で提出した有価証券届出書について、本新株予約権の発行数量等を変更した訂正届出書を本日付で関東財務局長に提出しております。

記

I. 変更の理由

本新株予約権の発行数量につきましては、当初118,919個としておりましたが、既存株主への影響を低減しつつ希薄化率を調整する観点から、発行数量の一部を見直し、117,300個に変更することといたしました。変更を決議した理由につきましては、以下のとおりです。

2025年11月19日付け「第三者割当による第3回新株予約権の募集に関するお知らせ」のとおり当社には従前から資金需要があり資金調達の必要性及びその計画があったところ、2025年12月15日付け「売上債権に対する貸倒引当金の計上見込みに関するお知らせ」のとおり売上債権1,340百万円の回収遅延まで生じたため、当社は、迅速かつ確実な資金調達を実現すべく、割当先が特定引受人に当たらない方式で資金調達をすることといたしました。

本新株予約権の発行数量の変更により、新株予約権の発行数を減少させることとなるため、行使時の払込金額が合計46,387,588円減少することが見込まれます。これに伴い、資金用途については、金地金事業資金として充当する予定額1,341百万円を1,294百万円に減少させることとしております。また、割当予定先（AU投資事業組合）への割当数を減少させる結果、2026年3月31日現在における当社の総株主の議決権数134,249個に対し、AU投資事業組合に割り当てられる本新株式及び本新株予約権の全部を行使した場合の議決権数は133,517個となり、議決権比率は49.86%となる見込みです。なお、本件変更による金地金事業における仕入資金及び買取資金への影響は軽微であり、当社の資金用途及び事業計画に与える影響はありません。

II. 変更の内容

変更箇所は以下のとおりです。（変更箇所には下線を付しています。）

1. 割当ての概要

(変更前)

<第3回新株予約権の概要>

(1)	割当日	2026年4月14日（火）
(2)	新株予約権の総数	<u>118,919</u> 個
(3)	発行価額	総額 <u>41,859,488</u> 円（新株予約権1個あたり352円）
(4)	当該発行による潜在株式数	<u>11,891,900</u> 株
(5)	調達額	<u>3,407,267,188</u> 円 (内訳) 新株予約権発行分 <u>41,859,488</u> 円 新株予約権行使分 <u>3,365,407,700</u> 円 上記資金調達額の際には、本新株予約権の払込金額の総額に、すべての

		新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、及び、当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記資金調達の額は減少します。
(6)	新株予約権の行使期間	2026年4月15日(水)から2028年4月14日(金)まで
(7)	行使価額	283円
(8)	募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 AU投資事業組合 <u>118,919</u> 個(潜在株式数 <u>11,891,900</u> 株)

<後略>

(変更後)

<第3回新株予約権の概要>

(1)	割当日	2026年4月14日(火)
(2)	新株予約権の総数	<u>117,300</u> 個
(3)	発行価額	総額 <u>41,289,600</u> 円(新株予約権1個あたり352円)
(4)	当該発行による潜在株式数	<u>11,730,000</u> 株
(5)	調達額	<u>3,360,879,600</u> (内訳) 新株予約権発行分 <u>41,289,600</u> 円 新株予約権行使分 <u>3,319,590,000</u> 円 上記資金調達額の際には、本新株予約権の払込金額の総額に、すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、及び、当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記資金調達の額は減少します。
(6)	新株予約権の行使期間	2026年4月15日(水)から2028年4月14日(金)まで
(7)	行使価額	283円
(8)	募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 AU投資事業組合 <u>117,300</u> 個(潜在株式数 <u>11,730,000</u> 株)

<後略>

2. 割当ての目的及び理由

(変更前)

<前略>

(本新株予約権のデメリット)

① 既存株式の希薄化が生じること

本新株予約権の行使が進んだ場合、11,891,900株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることになります。

<後略>

(変更後)

<前略>

(本新株予約権のデメリット)

② 既存株式の希薄化が生じること

本新株予約権の行使が進んだ場合、11,730,000株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることになります。

<後略>

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期
(変更前)

(1) 調達する資金の額 (差引手取概算額)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,866,208,288	10,130,000	3,856,078,288

<中略>

<本新株予約権における具体的な使途>

具体的な使途	金額	支出予定時期
① 子会社(クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社)の事業資金	742百万円	2026年5月～2028年3月
② 子会社(クラウドバンク・キャピタル株式会社)の事業資金	1,200百万円	2026年5月～2028年3月
③ 子会社(日本クラウド証券株式会社)の事業資金金地金事業資金	115百万円	2026年5月～2028年3月
④ 金地金事業資金	1,341百万円	2026年5月～2028年3月
合計	3,398百万円	

<中略>

④ 金地金事業資金

本第三者割当増資により調達する資金のうち、1,341百万円を金地金事業における仕入資金および買取資金として充てたいします。

<中略>

当社では従前、在庫水準を約40kgとしておりましたが、大口取引の増加および取引単価の上昇を踏まえ、複数案件が同時に発生した場合にも機動的に対応できる体制を確保する観点から、当面の運営上必要な在庫水準を約65kgへ引き上げることといたしました。

本第三者割当増資における金地金事業への充当予定額1,341百万円は、在庫積増資金および買取資金として活用することを想定しており、足元の相場水準を前提とした場合、理論上は約40kg相当の金地金の取得が可能な規模となっており、当社の月間平均在庫数量が19.7kg(2025年4月から2026年2月までの期間平均)であるため、見直し後の在庫水準と整合的な水準となっております。

なお、当該65kgは、現時点において当面確保すべき在庫水準として設定したものであり、今後の市況、取引動向および資金効率等の変化に応じて、適切に見直していく方針です。

当社の金地金事業は、前期において年間約90億円規模の売上高を計上しており、一定の収益基盤を確立しております。しかし、前述のとおり、今期は多額の和解金支払い(12億円強)に加え売掛金の回収リスク(13億円)が発生し、十分な在庫を抱えるための資金余力が低下している状況であります。金価格上昇に伴う投資需要の拡大を背景に、今後はさらに販売量の増加が見込まれることから、仕入資金及び販売後の買取資金の拡充を早急に進めることが不可欠となっております。

金地金取引の平均的な粗利益率は約1.5%程度ですが、取扱量の増大によって収益インパクトは大きくなることが見込まれます。来期以降、200億円規模に売上高が拡大した場合には約3億円の粗利益が期待できます。

今回の調達資金1,341百万円を活用することで、当社は安定的な在庫水準を確保し、大口顧客へのサービス体制を強化するとともに、今後の市場拡大を確実に取り込む体制を構築してまいります。これにより、当社の金地金事業は中長期的に持続可能な収益基盤として、グループ全体の成長を支える柱へと進化していくものと考えております。

(変更後)

(1) 調達する資金の額 (差引手取概算額)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,819,820,700	10,130,000	3,809,690,700

<中略>

<本新株予約権における具体的な使途>

具体的な使途	金額	支出予定時期
⑤ 子会社(クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社)の事業資金	742百万円	2026年5月～2028年3月
⑥ 子会社(クラウドバンク・キャピタル株式会社)の事業資金	1,200百万円	2026年5月～2028年3月
⑦ 子会社(日本クラウド証券株式会社)の事業資金金地金事業資金	115百万円	2026年5月～2028年3月

⑧ 金地金事業資金	1,294百万円	2026年5月～2028年3月
合計	3,351百万円	

<中略>

④ 金地金事業資金

本第三者割当増資により調達する資金のうち、1,294百万円を金地金事業における仕入資金および買取資金として充当いたします。

<中略>

当社では従前、在庫水準を約40kgとしておりましたが、大口取引の増加および取引単価の上昇を踏まえ、複数案件が同時に発生した場合にも機動的に対応できる体制を確保する観点から、当面の運営上必要な在庫水準を約64kgへ引き上げることといたしました。

本第三者割当増資における金地金事業への充当予定額1,294百万円は、在庫積増資金および買取資金として活用することを想定しており、足元の相場水準を前提とした場合、理論上は約40kg相当の金地金の取得が可能な規模となっており、当社の月間平均在庫数量が19.7kg（2025年4月から2026年2月までの期間平均）であるため、見直し後の在庫水準と整合的な水準となっております。

なお、当該64kgは、現時点において当面確保すべき在庫水準として設定したものであり、今後の市況、取引動向および資金効率等の変化に応じて、適切に見直していく方針です。

当社の金地金事業は、前期において年間約90億円規模の売上高を計上しており、一定の収益基盤を確立しております。しかし、前述のとおり、今期は多額の和解金支払い（12億円強）に加え売掛金の回収リスク（13億円）が発生し、十分な在庫を抱えるための資金余力が低下している状況であります。金価格上昇に伴う投資需要の拡大を背景に、今後はさらに販売量の増加が見込まれることから、仕入資金及び販売後の買取資金の拡充を早急に進めることが不可欠となっております。

金地金取引の平均的な粗利益率は約1.5%程度ですが、取扱量の増大によって収益インパクトは大きくなることが見込まれます。来期以降、200億円規模に売上高が拡大した場合には約3億円の粗利益が期待できます。

今回の調達資金1,294百万円を活用することで、当社は安定的な在庫水準を確保し、大口顧客へのサービス体制を強化するとともに、今後の市場拡大を確実に取り込む体制を構築してまいります。これにより、当社の金地金事業は中長期的に持続可能な収益基盤として、グループ全体の成長を支える柱へと進化していくものと考えております。

5. 発行条件等の合理性
(変更前)

<前略>

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ1,621,700株及び11,891,900株の合計13,513,600株（議決権個数は135,136個）となり、2025年10月31日現在の当社の発行済株式総数13,570,982株（議決権の総数は134,213個）に対して99.58%（議決権の総数に対しては100.69%）となり、当社株式に一定の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本新株式及び本新株予約権により調達した資金を、前述の用途に充当することによって、当社といたしましては、今回の資金調達は、当社及び当社グループが今後、収益を確保し、かつ安定的に成長していくためには必要不可欠であり、当社の業績が拡大することによって既存株主の皆様の利益につながるものであると考えております。

そのため、今回の第三者割当による新株式及び新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、一定の合理性を有しているものであると判断しております。

(変更後)

<前略>

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ1,621,700株及び11,730,000株の合計13,351,700株（議決権個数は133,517個）となり、2025年10月31日現在の当社の発行済株式総数13,570,982株（議決権の総数は134,213個）に対して98.38%（議決権の総数に対しては99.48%）となり、当社株式に一定の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本新株式及び本新株予約権により調達した資金を、前述の用途に充当することによって、当社といたしましては、今回の資金調達は、当社及び当社グループが今後、収益を確保し、かつ安定的に成長していくためには必要不可欠であり、当社の業績が拡大することによって既存株主の皆様の利益につながるものであると考えております。

そのため、今回の第三者割当による新株式及び新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、一定の合理性を有しているものであると判断しております。

8. 今後の見通し
(変更前)

<前略>

b 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

上述のとおり、本第三者割当増資に係る希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の規定に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。

本資金調達により25%以上の希薄化が生じる場合には、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、以下のいずれかの手続きが必要となります。

- (1). 経営陣から一定程度独立した者（第三者委員会、社外取締役、社外監査役等）による、第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手
- (2). 株主総会の決議等（勧告的決議を含む。）による株主の意思確認

当社は、本第三者割当増資による資金調達について、株式の発行を伴うものの、現在の当社の財務状況及び迅速に本第三者割当増資による資金調達を実施する必要があることを鑑みると、本第三者割当増資に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでに日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手することといたしました。

そのため、当社は、当社及び割当予定先との間に利害関係のない社外有識者である小井土直樹弁護士（銀座みゆき通り法律事務所）、豊島英征弁護士（豊島法律事務所）、当社監査等委員である楠原孝堯氏の3名で構成される特別委員会（以下、「本特別委員会」といいます。）を設置し、本第三者割当増資の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2026年3月25日に入手しております。小井土直樹弁護士は、本第三者割当のようなファイナンス取引に関する知見を有する専門家であり、他社ファイナンスにおいても複数の実績を有していること、さらには前回第3回新株予約権の発行条件に係る合理性等の意見書においても専門的な知識と知見によつて的確な意見を頂けたことを踏まえ、依頼をいたしました。

<中略>

なお、本特別委員会の意見の概要は以下のとおりです。

<後略>

(変更後)

<前略>

b 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

上述のとおり、本第三者割当増資に係る希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の規定に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。

本資金調達により25%以上の希薄化が生じる場合には、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、以下のいずれかの手続きが必要となります。

- (1). 経営陣から一定程度独立した者（第三者委員会、社外取締役、社外監査役等）による、第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手
- (2). 株主総会の決議等（勧告的決議を含む。）による株主の意思確認

当社は、本第三者割当増資による資金調達について、株式の発行を伴うものの、現在の当社の財務状況及び迅速に本第三者割当増資による資金調達を実施する必要があることを鑑みると、本第三者割当増資に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでに日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手することといたしました。

そのため、当社は、当社及び割当予定先との間に利害関係のない社外有識者である小井土直樹弁護士（銀座みゆき通り法律事務所）、豊島英征弁護士（豊島法律事務所）、当社監査等委員である楠原孝堯氏の3名で構成される特別委員会（以下、「本特別委員会」といいます。）を設置し、本第三者割当増資の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2026年3月25日に入手、第3回新株予約権の発行数量の変更による追加意見書を2026年4月7日付で入手しております。小井土直樹弁護士は、本第三者割当のようなファイナンス取引に関する知見を有する専門家であり、他社ファイナンスにおいても複数の実績を有していること、さらには前回新株予約権の発行条件に係る合理性等の意見書においても専門的な知識と知見によつて的確な意見を頂けたことを踏まえ、依頼をいたしました。

<中略>

なお、本特別委員会の意見の概要、及び、追加意見書の概要は以下のとおりです。

<中略>

(追加)

〈追加意見書の概要〉

第1 諮問事項

会社より、2026年4月6日、「unbanked株式会社 第3回新株予約権発行要項」を変更し、発行新株予約権数を118,919個（目的となる株式11,891,900株）から117,300個（目的となる株式11,730,000株）に減少させ、あわせてAU投資事業組合に対する割当新株予約権数も117,300個に変更したい（以下

「本件変更」という。)との申出があり、本件変更により2026年3月25日付け意見書記載の意見(以下「当委員会の意見」という。)の結論に変更があるか否かについて当委員会に対して諮問があった。

第2 答申

本件変更による当委員会の意見の結論に変更はない。なお、当該意見は、当委員会の意見作成時から本件変更があったことのみを踏まえた意見であり、当委員会の意見作成時からそれ以外の事情が追加、変更されたことは検討の対象としていない。

第3 理由

会社によれば、本件変更により、新株予約権の発行数を減少させることとなり、行使時の払込金額が合計46,387,588円減少することが見込まれ、資金使途については、金地金事業資金として用いることとして1,341百万円を予定していたものを1,294百万円に減少させるとのことである。

また、割当予定先への割当数を減少させる結果、2026年3月31日現在で貴社の総株主の議決権数が134,249個であるところ、AU投資事業組合が今回割り当てられる新株式及び全ての新株予約権を行使した場合の議決権数は133,517個になり議決権数は49.86%になるとのことである。

このような本件変更による金地金事業における仕入資金及び買取資金への影響は軽微であると認められ、その他に当委員会の意見における認定及び判断を左右するだけの事情は認められない。

なお、本件変更により、割当予定先であるAU投資事業組合が会社法第206条の2及び同法244条の2の適用を受ける特定引受人に該当しないことになる可能性があるが、その事情が当委員会の意見における認定及び判断を左右するものとはいえない。

以上